

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>当該業務は、「清流の国ぎふ」文化祭2024（以下「文化祭」という。）に向け、全市町村において地域の「推し」を、県民参加型のワークショップでオブジェ化し、文化祭の開会式で披露する「清流文化地域推し活動」の準備業務として、会議の運営の補助、オブジェの設置に係る実験、材料調達等を業務委託するもの。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>「清流文化地域推し活動」においては、岐阜市において毎年開催している「こよみのよぶね」と同様の手法で、オブジェを全市町村で制作することとしており、「こよみのよぶね」を実際に制作する技術や知見、また一般県民の参加を募るワークショップで制作するノウハウが求められる。</p> <p>また、完成したオブジェを文化祭の開会式で披露するための実験等を行うこととしており、実験に使用するオブジェと近似した工作物が必要である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>契約予定先である こよみのよぶね実行委員会は、先述の「こよみのよぶね」の主催者であり、オブジェ制作に求められる技術的な知識・知見及びワークショップのノウハウがあり、且つ設置実験を行う場合に使用可能なオブジェの現物を所持しており、本業務を行う上では、当該実行委員会以外には適當な相手は存在しない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。